

## 構造改革特別区域計画

### 1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

北海道久遠郡せたな町

### 2 構造改革特別区域の名称

せたな町ふれあい輸送特区

### 3 構造改革特別区域の範囲

北海道久遠郡せたな町の全域

### 4 構造改革特別区域の特性

#### (1) 位置・地勢・面積

せたな町は、平成17年9月1日に大成町、瀬棚町、北檜山町の檜山管内北部3町が合併し誕生しました。（面積は638.56平方キロメートル。）

北海道の南西部、日本海に面しており、地勢は北部と南部が山地となっており、その中間を清流日本一にもなった後志利別川が流れ、北部には道南最高峰狩場山など1,000メートル級の山々が連なっています。

北部の狩場山から海岸にかけては狩場茂津多道立自然公園に指定されるなど豊かな自然環境を有しています。

気候は、北海道内では比較的温暖な地域ではあるが、夏は東風、冬は西風が強く雪も多い地域であります。

#### (2) 産業

基幹産業は農業と水産業であり、中でも町の間を流れる後志利別川流域は肥沃な平坦地で水利に恵まれた水田地帯となっています。

漁業では、うに・ほたてなどの栽培漁業が営まれています。

#### (3) 人口・世帯の状況

総人口は10,748人（平成17年国勢調査）で、平成12年（前回）の調査より1,094人の減となり減少傾向で推移しています。

年齢階層別人口においても、年少人口（14歳以下）は昭和60年の3,085人（20.4%）から平成12年には1,465人（12.4%）、また、生産年齢人口（15歳～64歳）についても9,726人（64.2%）から6,984人（59.0%）と減少しています。

## 総人口の推移

(国勢調査人口)

| 昭和60年   | 平成2年    | 平成7年    | 平成12年   | 平成17年   |
|---------|---------|---------|---------|---------|
| 15,144人 | 13,389人 | 12,446人 | 11,842人 | 10,748人 |

## 年齢階層別人口の見通し

|                | 平成12年   | 平成17年   | 平成26年   |
|----------------|---------|---------|---------|
| 総人口            | 11,842人 | 10,748人 | 10,010人 |
| 年少人口 (14歳以下)   | 1,465人  | 1,340人  | 1,210人  |
| 生産年齢人口(15～64歳) | 6,984人  | 6,290人  | 5,120人  |
| 高齢者人口 (65歳以上)  | 3,393人  | 3,609人  | 3,680人  |

### (4) 高齢者を取り巻く状況

一方、高齢化率は32.5%で、全道平均18.2%、檜山支庁管内平均29.5%を上回り、高齢化が急速に進行しています。また、75歳以上の後期高齢者は50.3%で高齢者全体の過半数を超えており、1人暮らし高齢者数も844世帯で、高齢者の23.4%となっています。

このことから、町では高齢者を対象とした外出支援サービス、訪問サービス、いきがいデイサービス、除雪サービスなどをサービス提供事業所や地域のボランティアの方々が行ない、高齢者が地域で安心して暮らせる福祉の町づくりを進めています。

### (5) 要支援・要介護認定者数の推移

平成17年9月1日現在の要支援・要介護認定者数は570人で、この5年間で128人(27.6%)の増となっています。平成12年の時点では65歳以上の第1号被保険者の7.2人に1人の割合で認定者になっていましたが、平成17年9月1日の時点では6人に1人の割合になっています。

要介護度の区分を大きく軽度者、中重度者、重度者の3つに分けて推移を見ると軽度者(要支援・要介護度1)が最も高く、全体に占める軽度者の割合は57.4%となっています。

## 要介護認定者数の推移

|               | 12 年度 | 13 年度 | 14 年度 | 15 年度 | 16 年度 | 17 年度 |
|---------------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 総 数           | 464 人 | 508 人 | 559 人 | 551 人 | 592 人 | 570 人 |
| 軽度者（要支援・要介護１） | 273 人 | 304 人 | 338 人 | 315 人 | 353 人 | 328 人 |
| 中重度者（要介護２・３）  | 91 人  | 104 人 | 108 人 | 113 人 | 113 人 | 130 人 |
| 重度者（要介護４・５）   | 100 人 | 100 人 | 113 人 | 123 人 | 126 人 | 112 人 |
| 要支援・要介護認定率    | 13.9% | 14.7% | 15.9% | 15.5% | 16.6% | 16.2% |

高齢者人口の１６．２％が要介護（支援）認定を受けており、在宅においては２４３人が居宅介護サービスを利用しています。

高齢者の在宅生活を支える上で重要な役割を果たす通院等の外出支援において、重度者については福祉車両での輸送が基本となるが、サービス利用の大半を占める軽度・中重度の方については必ずしも福祉車両を必要とする状況とは言えず、大半はセダン型等の一般車両による対応が十分可能であります。

### （６）身体障害者の状況

身体障害者手帳の交付を受けている方は９０８名であり、このうち移動に制約を受ける肢体不自由障害者は４６８人、視覚障害者は３６人です。

現在町では、身体障害者の医療機関への送迎のため、福祉車両による移送サービスを社会福祉協議会へ委託して行っており、利用者は２０名で年間延べ２７０回利用しています。

また、身体障害者手帳１級、２級及び内部３級の方々には、障害者の外出機会、社会参加の促進のために、タクシー券の交付を行っており、年間１００名程度が利用しています。

## 身体障害者手帳交付状況

(平成17年3月31日現在) 単位：人

|    | 18歳以上 |     |     |      |      |     | 18歳未満 |
|----|-------|-----|-----|------|------|-----|-------|
|    | 肢体不自由 | 視 覚 | 聴 覚 | 内部疾患 | 音声言語 | 計   | 肢体不自由 |
| 1級 | 80    | 13  | 1   | 129  | 0    | 223 | 0     |
| 2級 | 117   | 10  | 14  | 64   | 3    | 208 | 1     |
| 3級 | 65    | 0   | 1   | 46   | 2    | 114 | 0     |
| 4級 | 126   | 2   | 10  | 68   | 3    | 209 | 0     |
| 5級 | 60    | 4   | 0   | 28   | 0    | 92  | 2     |
| 6級 | 20    | 7   | 15  | 20   | 0    | 62  | 0     |
| 計  | 468   | 36  | 41  | 355  | 8    | 908 | 3     |

### (7) 精神障害者の状況

精神障害者通院医療費の交付を受けている方は、平成17年9月1日現在で76名です。町では、精神障害者のために社会復帰支援を進めており、17年1月に共同作業所「ふれんど」を設立し、指導員により毎週5日間パンづくりやお菓子づくりが行なわれ、現在10名の精神障害者が通所しております。

作業所通所などの移動には唯一の公共交通機関である函館バスを利用していますが、精神障害者の多くは環境の変化に対応できず公共交通機関によるひとりでの外出が困難な状況にあるため、福祉有償運送利用車両をセダン型に拡大することにより、気心の知れた特定のホームヘルパーの運転による輸送を可能とし、このことが通院や公共施設の利用を積極的に行うことにつながると考えます。

### (8) 公共交通機関の状況

交通アクセスは、せたな町と長万部町を結ぶ国道230号と、海岸線を通る国道229号を頼りに路線バスが運行されていますが、便数が少ないことや乗降場所が限られているなど利用者にとって十分な利便性が確保されているとはいえない状況にあります。

#### 路線バスの状況

(株)函館バスが、長万部町～せたな町間を1日7往復運行しています。朝夕の通勤通学時間帯を除くとほぼ3時間に1便の運行しかない状況で、運行数が少ない上に車両は障害者に十分に対応しているものとはいえません。

#### 町有福祉バス・患者バスの循環

町営温泉、福祉施設の利用促進のため、高齢者を対象として町有福祉バスを毎月第2・第4の火曜日から金曜日に、患者バスを毎週各地域循環させていますが、視覚障害者や重度障害者が乗降できるような設備となっておりません。

#### タクシー事業者の状況

町内には「東ハイヤー」、「大成ハイヤー」2社ありますが、福祉車両の整備はされていません。また、福祉車両によるサービスを提供する事業者は、近隣町村にも無い状況です。

#### 外出支援サービスの状況

介護保険制度施行後も民間事業者の参入はなく、町では外出支援サービスとして移送サービスを社会福祉法人せたな町社会福祉協議会に委託しております。

現在、福祉車両による無料の移送サービスを行なっていますが、対象者が限られており、その範囲が自宅から町内の医療機関までと制限されていることから、利用者の要望に応じきれっていない状況です。

### 5 構造改革特別区域計画の意義

せたな町では、高齢者や障害者の町内及び近隣町村間の移動手段として、路線バスや福祉バス・患者バス等が運行されていますが、運行日や便数が限られており日常生活では自家用車による移動が中心となっています。

また、福祉車両による医療機関等への送迎は、車いす等を常時利用される方の移動手段としては適していますが、介護度や障害程度の比較的軽い方や、知的障害者、視覚障害者に対する移動には一般乗用車両での移送サービスが望まれます。

今後NPO法人等がセダン型などの一般乗用車両を使用して福祉有償運送を実施する事により、多くの移動制約者に対する移送サービス提供が可能となり、高齢者、障害者が住みなれた地域での在宅生活を続けることがより可能となり、地域福祉の充実が推進されます。

### 6 構造改革特別区域計画の目標

せたな町が構造改革特別区域の認定を受けることで、福祉有償運送に係る移送サービス範囲の拡大がなされ、高齢者や障害者の移動手段と外出機会を広げ、自立、社会参加の促進を図るとともに、家族の介護負担も軽減されると考えられます。

また、既存の社会福祉法人のみならずボランティア団体や民間事業者の参入を促すことにつながると考えられます。

これにより、せたな町の町政運営の指針となる「新町まちづくりプラン」の保健福祉分野の基本目標である「健やかに暮らせる福祉のまち」の実現を目指すことを目標とします。

## 7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

現在、せたな町では町内外への通院に係る移送サービスを受けている方は、月平均20名程度いますが、比較的状态が重度の移動制約者を優先せざるを得ず、要望に応えきれていないのが現状であり、他については家族等が対応はしているものの、本人及び介護家族等の負担は計り知れないものがあります。

このことから、今回申請する福祉有償運送のセダン型車両への拡大を行なうことによって、これらの方々の通院等の安定供給のみならず家族の介護負担軽減が図られ、高齢者や障害者本人の活動範囲を拡大させるとともに、安心して住み慣れた地域での生活を維持することができると考えられます。

## 8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の  
拡大事業 1206(1216)

## 9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

### (1) 外出支援サービス事業

- ・対象者～在宅高齢者で単身又は高齢者のみの世帯員で、老衰、心身の障害、傷病等により通常の交通手段では外出が困難な者
- ・内 容～居宅から在宅福祉サービス及び最寄りの医療機関までの移送。
- ・利用料～無料
- ・車 両～福祉車両
- ・利用者～20人

### (2) 福祉バス運行事業

- ・対象者～町民(利用制限なし)

- ・内 容～主として温泉、地域福祉センター利用者の移送
- ・利用料～無料
- ・運行回数～毎月第２・第４（火曜日から金曜日）に町内５地域を運行
- ・運行車両～マイクロバス（定員２９名）

## 別 紙

構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

## 別紙

### 1 特定事業の名称

1206(1216) NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業

### 2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

運営協議会において認められた、特区内で活動する社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

### 3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

### 4 特定事業の内容

#### (1) 事業に関与する主体

せたな町内で活動を行なう社会福祉法人、NPO法人、医療法人及び公益法人

#### (2) 事業が行われる区域

出発地又は到着地が「せたな町」

#### (3) 事業により実現される行為

事業に関与する主体がセダン型等の車両を用いて、要介護（要支援を含む）認定を受けている方や身体障害者、知的障害者、精神障害者などのうち公共交通機関の利用が困難な移動制約者で、あらかじめ運送主体に登録した会員及びその同伴者に対し、有償での送迎サービスを提供するものです。

### 5 当該規制の特例措置の内容

#### (1) 特区申請の必要性等について

平成16年度から規制緩和されたNPO法人等による有償ボランティア輸送では、車両が福祉車両に限定されています。しかし、福祉車両の整備に要する費用は高額なため小規模の事業者では保有台数が限られます。

また、車イス等を使用しなくてもよい移動制約者に対する移動サービスは、福祉車両にかかわらずセダン型等の一般車両で十分対応可能であると考えられます。

このため、使用車両をNPO法人等が所有するセダン型等の一般自家用車にまで

運用の拡大を行なうことによって、高齢者及び障害者の通院・社会参加を増やすことが可能となります。

## ( 2 ) せたな町福祉有償輸送運営協議会の設置について

福祉有償輸送事業の円滑な実施のために、「せたな町福祉有償輸送運営協議会( 以下「運営協議会」という。 ) 」を設置します。

運営協議会はせたな町が主宰し、事務局を「せたな町保健福祉課」に置きます。

運営協議会委員の構成について

- ・函館運輸支局長
- ・せたな町社会福祉協議会代表
- ・せたな町身体障害者福祉協会代表
- ・せたな町町内会連絡協議会代表
- ・有限会社東ハイヤー社長
- ・せたな町社会福祉委員協議会代表

## ( 3 ) 福祉有償運送事業者の条件について

せたな町内で活動する社会福祉法人、N P O法人等で、次の要件を満たし、福祉有償運送に係る運営協議会の決議を経て、道路運送法第 8 0 条第 1 項の許可を受けた事業者とする。

運送の対象者について

運送の対象者は次の条件のいずれかに該当し、運営協議会において認められた者とする。

- ・介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 7 条第 3 項に規定する「要介護者」及び第 4 項に規定する「要支援者」
- ・身体障害者福祉法（昭和 2 4 年法律第 2 8 3 号）第 4 条に規定する「身体障害者」
- ・その他肢体不自由、内部障害（人工血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機を利用することが困難な者

対象者の管理について

運送主体では、会員の氏名、住所、年齢、要介護認定等の対象者となる証明書類の写し、その他必要な事項を記入した会員登録簿を作成し適切に管理する。

## 苦情処理について

運送主体では、利用者の苦情処理について会員登録時に説明し対応する。

### (4) 使用する車両について

使用する車両は、運送主体が使用権原を有しているものとし、外部から見やすいように車体側面に有償運送の許可を受けた車両であることを表示するものとする。

また、運転者等から提供される自家用自動車を使用するときは、次の事項に適合するものとする。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し当該輸送に携わる者との間に当該車両の使用にかかる契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること
- ・当該契約において、有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること

### (5) 運転者について

普通第二種免許を有することを基本とするが、運営協議会において次の事項について検討し、十分な能力及び経験を有していると認められた場合は、これによらないことができるものとします。

- ・申請日前2年間運転免許停止以上の処分を受けていないこと
- ・北海道公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を修了した者であること
- ・移送サービス運営マニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行なう福祉輸送に関する研修を修了した者であること
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者であること

### (6) 損害賠償措置について

福祉有償運送事業に使用する車両総てについて、対人8,000万円以上及び対物200万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者傷害を対象に含むものに限る）に加入していること。

### (7) 運送料金について

運送料金については、一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状

況等の地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。  
上限については、一般乗用旅客自動車運送事業の概ね 1 / 2 とする。

( 8 ) 運営管理体制について

運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理にかかる体制その他の安全の確保及び旅客の利便の確保に関する体制が明確に整備されていること。

( 9 ) 法令遵守について

福祉有償運送事業者が、道路運送法第 7 条の欠格事由に該当するものでないこととする。